

香川県条例第46号

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
<p>(給料表)</p> <p>第5条 略</p>	<p>(給料表)</p> <p>第5条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>(1) 高等学校等教育職給料表（別表第1）</p> <p>(2) 中学校及び小学校教育職給料表（別表第2）</p> <p>2 略</p>
<p>(地域手当)</p> <p>第21条 略</p>	<p>(地域手当)</p> <p>第21条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して県内に所在する学校に勤務する職員に支給する。</p> <p>2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、100分の3.2を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>
<p>(特地勤務手当等)</p> <p>第23条の2 略</p>	<p>(特地勤務手当等)</p> <p>第23条の2 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する学校として人事委員会に協議して教育委員会規則で指定するもの（以下「特地学校」という。）に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。</p> <p>2 特地勤務手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額の100分の25を超えない範囲内で人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。</p> <p>3 <u>第21条第1項に規定する地域に所在する特地学校に勤務する職員には、支給される地域手当の額の限度において、特地勤務手当は支給しない。</u></p>

第23条の3 略

2 新たに給料表の適用を受ける職員となって特地学校又は準特地学校に勤務することとなったことに伴って住居を移転した職員、新たに特地学校又は準特地学校に該当することとなった学校に勤務する職員でその特地学校又は準特地学校に該当することとなった日前3年以内に当該学校に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員には、人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

(宿日直手当)

第24条 宿日直勤務（次項の勤務を除く。）を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,700円（人事委員会に協議して教育委員会規則で定める業務を主として行う宿日直勤務にあっては、7,700円）を超えない範囲内において人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、その額は、7,050円（人事委員会に協議して教育委員会規則で定める業務を主として行う宿直勤務にあっては、11,550円）を超えない範囲内において人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額とする。

第23条の3 職員が学校を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の勤務する学校が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に勤務する学校又はその移転した学校が特地学校又は任命権者が人事委員会に協議して指定するこれらに準ずる学校（以下「準特地学校」という。）に該当するときは、当該職員には、人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより、当該異動又は学校の移転の日から3年以内の期間（当該異動又は学校の移転の日から起算して3年を経過する際任命権者が人事委員会に協議して定める条件に該当する者にあっては、更に3年以内の期間）、給料及び扶養手当の月額の合計額の100分の6を超えない範囲内の月額の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

2 国家公務員、職員以外の地方公務員その他の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となって特地学校又は準特地学校に勤務することとなったことに伴って住居を移転した職員（任用の事情等を考慮して人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員に限る。）、新たに特地学校又は準特地学校に該当することとなった学校に勤務する職員でその特地学校又は準特地学校に該当することとなった日前3年以内に当該学校に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員には、人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

(宿日直手当)

第24条 宿日直勤務（次項の勤務を除く。）を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,400円（人事委員会に協議して教育委員会規則で定める業務を主として行う宿日直勤務にあっては、7,400円）を超えない範囲内において人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、その額は、6,600円（人事委員会に協議して教育委員会規則で定める業務を主として行う宿直勤務にあっては、11,100円）を超えない範囲内において人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額とする。

2 宿日直勤務のうち常直的なものを命ぜられた職員には、その勤務に対して、23,500円を超えない範囲内において人事委員会に協議して教育委員会規則で定める月額の宿日直手当を支給する。

(期末手当)

第24条の3 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5（人事委員会に協議して教育委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第24条の6において「特定管理職員」という。）にあっては、100分の107.5）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第24条の6 略

2 略

2 宿日直勤務のうち常直的なものを命ぜられた職員には、その勤務に対して、22,000円を超えない範囲内において人事委員会に協議して教育委員会規則で定める月額の宿日直手当を支給する。

(期末手当)

第24条の3 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第24条の6までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める日（次条から第24条の6までにおいてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第29条第5項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125（人事委員会に協議して教育委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第24条の6において「特定管理職員」という。）にあっては、100分の105）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第24条の6 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の勤務成績の評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、支給日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5（特定管理職員にあっては、100分の62.5）を乗じて得た額の総額

3～5 略

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定管理職員にあっては、100分の60）を乗じて得た額の総額

3～5 略

別表第1 (第5条関係)

職員 の区 分	職務 の級	高等 学 校 等 教 育 職 給 料 表				
		1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	212,900	259,800	332,500	389,400	464,700	
2	215,300	261,200	334,300	390,900	466,500	
3	217,600	262,600	336,100	392,300	468,300	
4	219,900	264,000	337,800	393,700	470,100	
5	222,100	265,400	339,400	395,100	471,800	
6	224,400	266,600	341,300	396,500	473,500	
7	226,600	267,800	343,200	398,000	475,400	
8	228,800	269,000	345,000	399,400	477,200	
9	231,000	270,300	346,800	400,700	478,900	
10	233,200	271,400	348,800	402,100	480,500	
11	235,400	272,500	350,600	403,600	482,100	
12	237,600	273,700	352,300	405,100	483,600	
13	239,800	275,000	354,000	406,400	485,100	
14	241,900	276,700	355,700	407,900	486,400	
15	244,000	278,400	357,200	409,400	487,800	
16	246,100	280,100	358,800	410,900	489,100	
17	248,200	281,800	360,400	412,300	490,300	
18	250,000	283,800	361,700	413,900	490,900	
19	251,700	286,000	362,900	415,500	491,500	
20	253,400	288,200	364,000	417,000	492,200	
21	255,100	290,400	365,300	418,200	492,800	
22	256,400	292,600	366,900	419,600	493,400	
23	257,700	294,800	368,500	421,000	494,000	
24	258,900	296,900	370,000	422,300	494,700	
25	260,100	298,900	371,400	423,900	495,300	
26	261,300	300,800	373,000	425,300	495,900	
27	262,500	302,700	374,500	426,600	496,500	
28	263,700	304,500	376,000	428,000	497,200	
29	264,800	306,300	377,500	429,400	497,800	
30	265,800	308,200	379,100	430,700		
31	266,900	310,000	380,700	432,200		
32	267,900	311,700	382,200	433,700		
33	269,000	313,400	383,700	435,300		
34	270,100	315,200	385,300	436,700		
35	271,300	316,900	386,800	438,300		
36	272,600	318,500	388,300	439,800		
37	273,800	320,100	389,800	441,500		
38	274,900	321,800	391,300	443,000		
39	276,100	323,600	392,800	444,600		
40	277,200	325,300	394,200	446,200		
41	278,500	326,600	395,500	447,700		
42	279,500	328,500	397,000	449,200		
43	280,500	330,300	398,400	450,400		
44	281,400	332,000	399,800	451,600		
45	282,000	333,600	401,300	452,800		
46	282,800	335,500	402,900	454,100		
47	283,600	337,200	404,500	455,300		
48	284,400	338,900	405,900	456,500		
49	285,100	340,600	407,100	457,600		
50	285,900	342,300	408,500	458,800		
51	286,600	344,000	409,900	460,000		

別表第1 (第5条関係)

職員 の区 分	職務 の級	高等 学 校 等 教 育 職 給 料 表				
		1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	199,900	246,300	319,700	376,800	451,900	
2	202,200	247,800	321,500	378,300	453,700	
3	204,500	249,200	323,300	379,700	455,500	
4	206,700	250,600	325,000	381,100	457,300	
5	208,900	252,000	326,600	382,500	458,900	
6	211,200	253,200	328,500	384,000	460,600	
7	213,400	254,400	330,400	385,500	462,500	
8	215,600	255,600	332,300	386,900	464,200	
9	217,800	257,000	334,100	388,200	465,900	
10	220,000	258,200	336,100	389,700	467,500	
11	222,200	259,500	337,900	391,200	469,000	
12	224,400	260,800	339,700	392,700	470,500	
13	226,600	262,100	341,400	394,100	472,000	
14	228,700	264,000	343,100	395,600	473,300	
15	230,800	265,800	344,700	397,100	474,600	
16	232,900	267,600	346,300	398,600	475,900	
17	235,000	269,300	347,900	400,000	477,100	
18	236,800	271,500	349,200	401,600	477,800	
19	238,500	273,700	350,400	403,200	478,500	
20	240,200	275,900	351,600	404,700	479,200	
21	241,900	278,100	352,900	405,900	479,800	
22	243,200	280,300	354,500	407,300	480,500	
23	244,500	282,500	356,100	408,700	481,200	
24	245,800	284,600	357,600	410,000	481,900	
25	247,000	286,600	359,100	411,600	482,500	
26	248,200	288,500	360,700	413,000	483,200	
27	249,400	290,400	362,300	414,300	483,900	
28	250,600	292,200	363,800	415,700	484,600	
29	251,700	294,000	365,300	417,100	485,200	
30	252,900	295,900	366,900	418,400		
31	254,100	297,700	368,500	419,900		
32	255,300	299,400	370,000	421,400		
33	256,400	301,100	371,500	423,000		
34	257,700	302,900	373,100	424,400		
35	259,000	304,600	374,700	426,000		
36	260,300	306,200	376,200	427,500		
37	261,700	307,800	377,700	429,200		
38	263,100	309,500	379,200	430,700		
39	264,400	311,300	380,700	432,300		
40	265,700	313,000	382,100	433,900		
41	267,000	314,300	383,500	435,400		
42	268,000	316,200	385,000	436,900		
43	269,000	318,000	386,400	438,100		
44	269,900	319,700	387,800	439,300		
45	270,600	321,400	389,300	440,500		
46	271,400	323,300	390,900	441,800		
47	272,200	325,000	392,500	443,000		
48	273,000	326,700	393,900	444,200		
49	273,800	328,400	395,100	445,300		
50	274,600	330,200	396,500	446,500		
51	275,300	332,000	397,900	447,700		

	52	287,400	345,700	411,200	461,200		52	276,100	333,700	399,200	448,900
	53	288,200	347,400	412,400	462,400		53	276,900	335,400	400,400	450,100
	54	289,000	348,700	413,600	463,600		54	277,700	336,700	401,600	451,300
	55	289,700	350,000	414,900	464,800		55	278,500	338,000	402,900	452,500
	56	290,500	351,300	416,200	466,000		56	279,300	339,300	404,200	453,700
	57	291,200	352,800	417,500	467,100		57	280,000	340,800	405,500	454,800
	58	291,800	354,400	418,800	467,700		58	280,600	342,400	406,800	455,400
	59	292,600	355,900	420,200	468,200		59	281,400	343,900	408,200	455,900
	60	293,400	357,500	421,400	468,700		60	282,300	345,500	409,400	456,400
	61	294,100	358,900	422,600	469,200		61	283,100	347,000	410,600	456,900
	62	294,700	360,500	424,000			62	283,700	348,600	412,000	
	63	295,500	362,100	425,400			63	284,500	350,200	413,400	
	64	296,100	363,500	426,700			64	285,200	351,700	414,700	
	65	297,100	365,000	427,900			65	286,200	353,200	415,900	
	66	297,900	366,600	429,100			66	287,000	354,800	417,100	
	67	298,600	368,200	430,400			67	287,800	356,400	418,400	
	68	299,300	369,700	431,800			68	288,500	357,900	419,800	
	69	299,900	371,200	433,100			69	289,200	359,400	421,100	
	70	300,600	372,800	434,300			70	290,000	361,000	422,300	
定年	71	301,300	374,300	435,300		定年	71	290,800	362,600	423,300	
前再	72	302,000	375,800	436,500		前再	72	291,500	364,100	424,500	
任用	73	302,700	377,300	437,700		任用	73	292,200	365,600	425,700	
短時	74	303,400	378,900	438,800		短時	74	292,900	367,200	426,800	
間勤	75	304,100	380,500	440,000		間勤	75	293,600	368,800	428,000	
務職	76	304,600	382,000	441,000		務職	76	294,200	370,300	429,000	
員以	77	305,200	383,400	442,100		員以	77	294,800	371,800	430,100	
外の	78	305,800	384,800	443,100		外の	78	295,500	373,200	431,100	
職員	79	306,500	386,200	444,100		職員	79	296,200	374,600	432,100	
	80	307,100	387,500	445,100			80	296,800	375,900	433,100	
	81	307,600	388,800	446,000			81	297,400	377,200	434,000	
	82	308,200	390,200	446,800			82	298,100	378,600	434,800	
	83	308,900	391,500	447,600			83	298,800	380,000	435,600	
	84	309,600	392,800	448,400			84	299,500	381,300	436,400	
	85	310,200	393,900	449,100			85	300,200	382,400	437,100	
	86	311,000	395,300	449,500			86	301,000	383,800	437,500	
	87	311,700	396,600	449,900			87	301,700	385,100	437,900	
	88	312,300	397,900	450,300			88	302,400	386,400	438,300	
	89	313,000	399,100	450,700			89	303,100	387,600	438,700	
	90	313,800	400,400	451,000			90	304,000	388,900	439,000	
	91	314,600	401,500	451,300			91	304,800	390,000	439,300	
	92	315,400	402,700	451,500			92	305,600	391,200	439,500	
	93	315,900	403,900	451,800			93	306,100	392,400	439,800	
	94	316,700	405,000	452,100			94	306,900	393,500	440,100	
	95	317,500	406,200	452,400			95	307,700	394,700	440,400	
	96	318,300	407,400	452,600			96	308,500	395,900	440,600	
	97	318,900	408,800	452,800			97	309,200	397,300	440,800	
	98	319,600	409,800	453,100			98	310,000	398,300	441,100	
	99	320,400	410,800	453,400			99	310,800	399,300	441,400	
	100	321,100	411,800	453,600			100	311,500	400,300	441,600	
	101	321,900	412,700	453,800			101	312,300	401,200	441,800	
	102	322,700	413,700	454,100			102	313,200	402,200	442,100	
	103	323,600	414,800	454,400			103	314,100	403,300	442,400	
	104	324,400	415,900	454,600			104	314,900	404,400	442,600	
	105	325,000	416,600	454,800			105	315,500	405,100	442,800	
	106	325,800	417,500				106	316,300	406,000		
	107	326,600	418,400				107	317,100	406,900		
	108	327,400	419,300				108	317,900	407,800		

109	328,100	420,100
110	328,500	420,900
111	328,800	421,700
112	329,300	422,500
113	329,800	423,100
114	330,200	423,800
115	330,600	424,500
116	331,000	425,200
117	331,500	425,800
118	332,000	426,300
119	332,400	426,600
120	332,900	426,900
121	333,400	427,200
122	333,800	427,500
123	334,200	427,800
124	334,700	428,000
125	335,200	428,200
126	335,500	428,500
127	335,800	428,800
128	336,100	429,000
129	336,300	429,200
130	336,600	429,500
131	336,900	429,800
132	337,100	430,000
133	337,300	430,200
134	337,500	430,500
135	337,700	430,800
136	338,000	431,000
137	338,300	431,200
138	338,500	431,500
139	338,800	431,800
140	339,100	432,000
141	339,300	432,200
142	339,500	432,500
143	339,800	432,800
144	340,000	433,000
145	340,300	433,200
146	340,500	
147	340,800	
148	341,100	
149	341,300	
150	341,500	
151	341,800	
152	342,100	
153	342,300	

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員

備考 略

| 基 準
給料月額 |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 247,200 | 288,900 | 319,100 | 348,200 | 436,000 |

109	318,600	408,600
110	319,000	409,400
111	319,400	410,200
112	319,900	411,000
113	320,400	411,600
114	320,800	412,300
115	321,300	413,000
116	321,700	413,700
117	322,200	414,300
118	322,700	414,800
119	323,100	415,200
120	323,600	415,500
121	324,100	415,800
122	324,500	416,100
123	325,000	416,400
124	325,500	416,600
125	326,100	416,800
126	326,400	417,100
127	326,700	417,400
128	327,000	417,600
129	327,200	417,800
130	327,500	418,100
131	327,800	418,400
132	328,000	418,600
133	328,200	418,800
134	328,400	419,100
135	328,600	419,400
136	328,900	419,600
137	329,200	419,800
138	329,400	420,100
139	329,700	420,400
140	330,000	420,600
141	330,200	420,800
142	330,400	421,100
143	330,700	421,400
144	330,900	421,600
145	331,200	421,800
146	331,400	
147	331,700	
148	332,000	
149	332,200	
150	332,400	
151	332,700	
152	333,000	
153	333,200	

| 基 準
給料月額 |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 238,500 | 279,100 | 308,200 | 336,600 | 421,900 |

備考 略

別表第2 (第5条関係)

中学校及び小学校教育職給料表

職員の区分	職務の級	1 級		2 級		特 2 級		3 級		4 級	
		号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円	円	円	円	円	円	円
1		212,900	234,000	332,500	361,900	448,100					
2		215,300	236,400	334,300	363,400	449,400					
3		217,600	238,800	336,100	364,900	450,600					
4		219,900	241,300	337,800	366,300	451,900					
5		222,100	243,700	339,400	367,700	453,000					
6		224,400	246,100	341,300	369,000	454,100					
7		226,600	248,500	343,200	370,300	455,300					
8		228,800	251,000	345,000	371,700	456,500					
9		231,000	253,400	346,800	373,100	457,800					
10		233,200	255,000	348,800	374,400	459,000					
11		235,400	256,600	350,600	375,700	460,100					
12		237,600	258,200	352,300	376,900	461,200					
13		239,800	259,800	354,000	378,100	462,400					
14		241,900	261,200	355,700	379,400	463,200					
15		244,000	262,600	357,200	380,600	464,000					
16		246,100	264,000	358,800	381,800	464,900					
17		248,200	265,400	360,400	382,800	465,800					
18		250,000	266,600	361,700	384,000	466,200					
19		251,700	267,800	362,900	385,200	466,700					
20		253,400	269,000	364,000	386,300	467,200					
21		255,100	270,300	365,300	387,300	467,700					
22		256,400	271,400	366,700	388,500	468,100					
23		257,700	272,500	368,100	389,700	468,600					
24		258,900	273,700	369,400	390,800	469,100					
25		260,100	275,000	370,600	391,800	469,600					
26		261,200	276,700	372,000	393,000	470,000					
27		262,300	278,400	373,300	394,100	470,500					
28		263,400	280,100	374,600	395,200	471,000					
29		264,600	281,800	375,800	396,300	471,500					
30		265,700	283,800	377,200	397,500	471,900					
31		266,800	286,000	378,500	398,700	472,400					
32		267,800	288,200	379,800	399,800	472,900					
33		268,900	290,400	381,100	400,800	473,400					
34		269,900	292,600	382,300	401,900						
35		270,900	294,800	383,400	403,100						
36		272,000	296,900	384,600	404,300						
37		273,200	298,900	385,800	405,500						
38		274,100	300,800	387,000	406,800						
39		275,100	302,700	388,200	407,900						
40		276,200	304,500	389,300	409,100						
41		277,400	306,300	390,400	410,200						
42		278,500	308,200	391,600	411,500						
43		279,600	310,000	392,800	412,500						
44		280,700	311,700	393,900	413,600						
45		281,600	313,400	395,000	414,800						
46		282,400	315,200	396,300	416,000						
47		283,200	316,900	397,500	417,200						
48		284,000	318,500	398,600	418,400						
49		284,600	320,100	399,500	419,500						
50		285,400	321,800	400,700	420,500						
51		286,100	323,600	401,700	421,800						

別表第2 (第5条関係)

中学校及び小学校教育職給料表

職員の区分	職務の級	1 級		2 級		特 2 級		3 級		4 級	
		号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円	円	円	円	円	円	円
1		199,900	220,700	319,700	348,700	435,700					
2		202,200	223,100	321,500	350,200	437,000					
3		204,500	225,500	323,300	351,700	438,200					
4		206,700	227,900	325,000	353,200	439,500					
5		208,900	230,300	326,600	354,600	440,600					
6		211,200	232,700	328,500	356,000	441,700					
7		213,400	235,100	330,400	357,400	442,900					
8		215,600	237,500	332,300	358,800	444,100					
9		217,800	239,900	334,100	360,200	445,400					
10		220,000	241,500	336,100	361,500	446,600					
11		222,200	243,100	337,900	362,800	447,600					
12		224,400	244,700	339,700	364,100	448,700					
13		226,600	246,300	341,400	365,300	449,900					
14		228,700	247,800	343,100	366,600	450,700					
15		230,800	249,200	344,700	367,800	451,500					
16		232,900	250,600	346,300	369,000	452,400					
17		235,000	252,000	347,900	370,200	453,300					
18		236,800	253,200	349,200	371,400	453,800					
19		238,500	254,400	350,400	372,600	454,300					
20		240,200	255,600	351,600	373,700	454,800					
21		241,900	257,000	352,900	374,800	455,300					
22		243,200	258,200	354,300	376,000	455,800					
23		244,500	259,500	355,700	377,200	456,300					
24		245,800	260,800	357,000	378,300	456,800					
25		247,000	262,100	358,300	379,400	457,300					
26		248,100	264,000	359,700	380,600	457,800					
27		249,200	265,800	361,100	381,800	458,300					
28		250,300	267,600	362,400	382,900	458,800					
29		251,500	269,300	363,700	384,000	459,300					
30		252,800	271,500	365,100	385,200	459,800					
31		254,000	273,700	366,400	386,400	460,300					
32		255,200	275,900	367,700	387,500	460,800					
33		256,300	278,100	369,000	388,600	461,300					
34		257,500	280,300	370,200	389,800						
35		258,700	282,500	371,400	391,000						
36		259,900	284,600	372,600	392,200						
37		261,100	286,600	373,800	393,400						
38		262,300	288,500	375,000	394,700						
39		263,500	290,400	376,200	395,900						
40		264,700	292,200	377,400	397,100						
41		265,900	294,000	378,500	398,300						
42		267,000	295,900	379,700	399,600						
43		268,100	297,700	380,900	400,600						
44		269,200	299,400	382,100	401,700						
45		270,200	301,100	383,200	402,900						
46		271,000	302,900	384,500	404,100						
47		271,800	304,600	385,800	405,300						
48		272,600	306,200	387,000	406,500						
49		273,300	307,800	387,900	407,600						
50		274,100	309,500	389,100	408,600						
51		274,800	311,300	390,100	409,900						

		286,800	325,300	402,800	423,000			275,500	313,000	391,200	411,100
	52	287,600	326,600	403,600	424,200		52	276,300	314,300	392,000	412,300
	53	288,400	328,500	404,700	425,300		53	277,100	316,200	393,100	413,400
	54	289,000	330,300	405,700	426,400		54	277,900	318,000	394,100	414,500
	55	289,700	332,000	406,700	427,500		55	278,600	319,700	395,100	415,600
	56	290,400	333,600	407,800	428,500		56	279,300	321,400	396,200	416,600
	57	291,200	335,500	408,800	429,700		57	280,100	323,300	397,200	417,800
	58	292,000	337,200	409,900	430,900		58	280,900	325,000	398,300	419,000
	59	292,600	338,900	411,000	432,100		59	281,600	326,700	399,400	420,200
	60	293,200	340,600	412,000	432,700		60	282,200	328,400	400,400	420,800
	61	293,900	342,300	413,100	433,500		61	282,900	330,200	401,500	421,600
	62	294,600	344,000	414,200	434,200		62	283,600	332,000	402,600	422,300
	63	295,100	345,700	415,200	434,700		63	284,200	333,700	403,600	422,800
	64	295,800	347,400	416,100	435,000		64	284,900	335,400	404,500	423,100
	65	296,500	348,700	417,000	435,300		65	285,600	336,700	405,400	423,400
	66	297,100	350,000	418,000	435,700		66	286,300	338,000	406,400	423,800
	67	297,700	351,300	419,000	436,100		67	287,000	339,300	407,400	424,200
	68	298,400	352,800	419,800	436,400		68	287,700	340,800	408,200	424,500
	69	299,100	354,300	420,600	436,800		69	288,500	342,300	409,000	424,900
	70	299,700	355,800	421,300	437,100		70	289,200	343,800	409,700	425,200
定年	72	300,400	357,300	422,100	437,400	定年	72	289,900	345,300	410,500	425,500
前再	73	300,900	358,600	422,800	437,700	前再	73	290,400	346,700	411,200	425,800
任用	74	301,500	360,100	423,400	438,000	任用	74	291,100	348,200	411,800	426,200
短時	75	302,200	361,600	424,100	438,300	短時	75	291,800	349,700	412,500	426,500
間勤	76	302,700	363,000	424,800	438,600	間勤	76	292,400	351,200	413,200	426,800
務職	77	303,300	364,400	425,400	438,800	務職	77	293,000	352,600	413,800	427,100
員以	78	303,900	365,900	426,100	439,100	員以	78	293,700	354,100	414,500	427,400
外の	79	304,500	367,400	426,600	439,400	外の	79	294,300	355,600	415,000	427,700
職員	80	305,100	368,900	427,200	439,600	職員	80	294,900	357,100	415,600	427,900
	81	305,600	370,200	427,600	439,800		81	295,500	358,500	416,000	428,100
	82	306,100	371,500	428,000	440,100		82	296,100	359,800	416,400	428,400
	83	306,700	372,800	428,300	440,400		83	296,700	361,100	416,700	428,700
	84	307,300	374,000	428,500	440,600		84	297,300	362,300	417,000	428,900
	85	307,700	375,200	428,700	440,800		85	297,800	363,500	417,200	429,100
	86	308,100	376,400	429,000	441,100		86	298,300	364,700	417,500	429,400
	87	308,600	377,500	429,300	441,400		87	298,800	365,900	417,800	429,700
	88	309,100	378,600	429,500	441,600		88	299,300	367,000	418,000	429,900
	89	309,500	379,600	429,700	441,800		89	299,700	368,100	418,200	430,100
	90	310,000	380,700	430,000	442,100		90	300,300	369,200	418,500	430,400
	91	310,400	381,800	430,300	442,400		91	300,800	370,300	418,800	430,700
	92	310,900	382,900	430,500	442,600		92	301,300	371,400	419,000	430,900
	93	311,200	384,000	430,700	442,800		93	301,600	372,500	419,200	431,100
	94	311,700	385,100	431,000			94	302,100	373,700	419,500	
	95	312,200	386,100	431,300			95	302,600	374,800	419,800	
	96	312,600	387,200	431,500			96	303,000	375,900	420,000	
	97	312,900	388,200	431,700			97	303,400	376,900	420,200	
	98	313,300	389,200	432,000			98	303,900	377,900	420,500	
	99	313,700	390,100	432,300			99	304,400	378,800	420,800	
	100	314,100	391,000	432,500			100	304,800	379,700	421,000	
	101	314,500	391,800	432,700			101	305,200	380,500	421,200	
	102	314,800	392,800	433,000			102	305,600	381,500	421,500	
	103	315,100	393,600	433,300			103	306,000	382,400	421,800	
	104	315,400	394,500	433,500			104	306,300	383,300	422,000	
	105	315,600	395,300	433,700			105	306,500	384,100	422,200	
	106	315,900	396,200				106	306,800	385,000		
	107	316,200	397,100				107	307,100	385,900		
	108	316,400	398,000				108	307,300	386,800		

109	316,600
110	316,800
111	317,100
112	317,400
113	317,600
114	317,800
115	318,000
116	318,300
117	318,600
118	318,800
119	319,100
120	319,400
121	319,600
122	319,800
123	320,000
124	320,300
125	320,600

398,800
399,800
400,700
401,600
402,200
403,100
404,000
404,900
405,700
406,400
407,200
408,000
408,600
409,300
410,000
410,600
411,200
411,900
412,400
413,000
413,600
414,200
414,700
415,200
415,500
415,800
416,000
416,300
416,600
416,900
417,200
417,500
417,800
418,100
418,400
418,700
418,900
419,200
419,500
419,700
419,900
420,200
420,500
420,700
420,900
421,200
421,500
421,700
421,900

109	307,500
110	307,700
111	308,000
112	308,300
113	308,500
114	308,700
115	308,900
116	309,200
117	309,500
118	309,700
119	310,000
120	310,300
121	310,500
122	310,700
123	310,900
124	311,200
125	311,500

387,600
388,600
389,500
390,400
391,000
391,900
392,800
393,700
394,500
395,200
396,000
396,800
397,400
398,100
398,800
399,400
400,000
400,700
401,200
401,800
402,400
403,000
403,500
404,000
404,300
404,600
404,900
405,200
405,500
405,800
406,100
406,400
406,700
407,000
407,300
407,600
407,800
408,100
408,400
408,600
408,800
409,100
409,400
409,600
409,800
410,100
410,400
410,600
410,800

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円
	238,400	285,800	314,300	341,600

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円
	229,700	276,000	303,400	330,000

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円
	411,900	330,000	303,400	276,000

備考 略

第2

改正後	改正前
(特殊勤務手当) 第23条 略 (1) 略 <u>(2)～(7)</u> 略 2 略	(特殊勤務手当) 第23条 職員が次に掲げる勤務に従事する場合には、特殊勤務手当を支給する。 (1) 略 (2) 小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する職員のうち、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準に該当する職員が、当該学級における授業又は指導に従事した場合 (3)～(8) 略 2 略
(義務教育等教員特別手当) 第24条の7 略 2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,600円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に応じ、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。 3～5 略	(義務教育等教員特別手当) 第24条の7 義務教育諸学校（小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。）に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。 2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に応じて、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。 3～5 略
(給与の減額) 第27条 職員が勤務しないときは、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年香川県条例第25号）第7条の4第1項に規定する超勤代休時間又は休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認があった場合のほかは、その勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 2 略	(給与の減額) 第27条 職員が勤務しないときは、休日等である場合、休暇による場合その他、その勤務しないことにつき特に承認があった場合のほかは、その勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 2 略

附 則

11 略

(1)・(2) 略

(3) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例第3条
第1項

別表第1（第5条関係）

高等学校等教育職給料表

略

備考(一) 略

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額又は基準給料月額はこの表の額に11,500円をそれぞれ加算した額とし、その職務の級が4級である職員の給料月額又は基準給料月額はこの表の額に3,800円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第5条関係）

中学校及び小学校教育職給料表

略

備考(一) 略

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額又は基準給料月額はこの表の額に11,500円をそれぞれ加算した額とし、その職務の級が4級である職員の給料月額又は基準給料月額はこの表の額に4,000円をそれぞれ加算した額とする。

附 則

11 附則第7項又は前2項の規定による給料を支給される職員に関する次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）附則第7項、第9項又は第10項の規定による給料の額との合計額」とする。

(1)・(2) 略

(3) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年香川県条例第25号）第3条第1項

別表第1（第5条関係）

高等学校等教育職給料表

略

備考(一) 略

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額又は基準給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第5条関係）

中学校及び小学校教育職給料表

略

備考(一) 略

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額又は基準給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

第3

改正後	改正前
(地域手当) 第21条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地	(地域手当) 第21条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地

- 域における物価等を考慮して県内の地域及び人事委員会に協議して教育委員会規則で定める県外の地域に在勤する職員に支給する。
- 2 県内の地域に在勤する職員の地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、100分の3.2を乗じて得た額とする。
- 3 県外の地域に在勤する職員の地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- (1) 1級地 100分の20を超えない範囲内で人事委員会に協議して教育委員会規則で定める割合
- (2) 2級地 100分の16を超えない範囲内で人事委員会に協議して教育委員会規則で定める割合
- (3) 3級地 100分の12を超えない範囲内で人事委員会に協議して教育委員会規則で定める割合
- (4) 4級地 100分の8を超えない範囲内で人事委員会に協議して教育委員会規則で定める割合
- (5) 5級地 100分の4を超えない範囲内で人事委員会に協議して教育委員会規則で定める割合
- 4 前項の地域手当の級地は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。
- 5 前各項に規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。
- 域における物価等を考慮して県内に所在する学校に勤務する職員に支給する。
- 2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、100分の3.2を乗じて得た額とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。

第21条の2 職員が在勤する地域を異にして異動（人事委員会に協議して教育委員会規則で定める異動に限る。）した場合において、当該異動の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合（前条第3項各号に定める割合をいう。以下この条において「異動後の支給割合」という。）が前条第2項に定める割合に達しないこととなるとき、又は当該異動の直後に在勤する地域が県内の地域若しくは同条第1項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める県外の地域に該当しないこととなるときは、異動の円滑を図るため、当該職員には、同条の規定にかかわらず、当該異動の日から3年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動後の支給割合（同条第4項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める級地の変更により、異動後の支給割合が当該異動の後に変更された場合にあっては、当該変更後の異動後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この条において同じ。）、給

料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。
ただし、当該職員が当該異動の日から3年を経過するまでの間に更に在勤する地域を異にして異動した場合その他人事委員会に協議して教育委員会の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、人事委員会に協議して教育委員会の定めるところによる。

- (1) 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 前条第2項に定める支給割合 (同項に定める支給割合が当該異動の後に変更された場合において、当該異動の日の前日の同項に定める支給割合を超えたときには、当該異動の日の前日の同項に定める支給割合。次号及び第3号において同じ。)
- (2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間 (前号に掲げる期間を除く。) 前条第2項に定める支給割合に100分の80を乗じて得た割合
- (3) 当該異動の日から同日以後3年を経過する日までの期間 (前2号に掲げる期間を除く。) 前条第2項に定める支給割合に100分の60を乗じて得た割合

(管理職手当)

第22条 略

(通勤手当)

第22条の3 略

(管理職手当)

第22条 略

(通勤手当)

第22条の3 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 略
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満で

2 略

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 1箇月につき、36,300円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額（第22条の5第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び短時間勤務職員（1箇月当たりの通勤回数を考慮して人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員に限る。）にあっては、その額から、その額に人事委員会に協議して教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

(3) 略

あるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、1箇月につき、それぞれ次に定める額（第22条の5第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び短時間勤務職員（1箇月当たりの通勤回数を考慮して人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員に限る。）にあっては、その額から、その額に人事委員会に協議して教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）

が片道5キロメートル未満である職員 2,700円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 5,500円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 8,300円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 11,100円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,700円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19,500円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,300円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25,100円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 27,900円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上である職員 30,700円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会に

3 略

4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が人事委員会に協議して教育委員会規則で定める要件を満たすものに限る。第1号において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 1箇月につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額

5 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。

(期末手当)

第24条の3 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25（人事委員会に協議して教育委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第24条の6において「特定管理職員」という。）にあっては、100分の106.25）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第24条の6 略

2 略

協議して教育委員会規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に定める額の合計額、運賃等相当額又は前号に定める額

3 略

4 前3項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。

(期末手当)

第24条の3 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5（人事委員会に協議して教育委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第24条の6において「特定管理職員」という。）にあっては、100分の107.5）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第24条の6 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会に協議して

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25（特定管理職員にあっては、100分の126.25）を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25（特定管理職員にあっては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額

3～5 略

（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正）

第2条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年香川県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項及び第3項並びに第6条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第3条の規定に基づき、義務教育諸学校等の教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条第1項及び第3項並びに第6条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、義務教育諸学校等の教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。</p>
<p>（教育職員の教職調整額の支給等）</p> <p>第3条 教育職員（校長、副校長及び教頭並びに指導改善研修被認定者（法第3条第1項に規定する指導改善研修被認定者をいう。以下同じ。）を除く。）には、その者の給料月額の<u>100分の10</u>に相当する額の教職調整額を</p>	<p>（教育職員の教職調整額の支給等）</p> <p>第3条 教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。）には、その者の給料月額の<u>100分の4</u>に相当する額の教職調整額を支給する。</p>

教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5（特定管理職員にあっては、100分の62.5）を乗じて得た額の総額

3～5 略

支給する。

2 略

(教職調整額を給料とみなして適用する条例等)

第4条 略

(1) 公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号。第21条、第23条（同条第1項第7号に係るものに限る。）、第23条の2、第23条の3、第24条の3、第24条の6及び第29条の規定に限る。）

(2)～(9) 略

(教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等)

第6条 教育職員（管理職手当を受ける者及び指導改善研修被認定者を除く。以下この条において同じ。）については、正規の勤務時間（公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号。以下「勤務時間等条例」という。）第3条から第6条までの規定による勤務時間をいう。以下同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超えて勤務することをいい、勤務時間等条例第9条に規定する休日（勤務時間等条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教育職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「休日等」という。）及び国の行事の行われる日で教育委員会（小学校又は中学校（県立の中学校を除く。）に所属する教育職員にあっては、その者が所属する市町又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条の市町の組合に置かれる教育委員会とする。）が指定する日において正規の勤務時間中に勤務することを含む。以下同じ。）を命じないものとする。

2 略

2 略

(教職調整額を給料とみなして適用する条例等)

第4条 前条第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく規則の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。

(1) 公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号。第21条の2、第23条（同条第1項第8号に係るものに限る。）、第23条の2、第23条の3、第24条の3、第24条の6及び第29条の規定に限る。）

(2)～(9) 略

(教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等)

第6条 教育職員（管理職手当を受ける者を除く。以下この条において同じ。）については、正規の勤務時間（公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号。以下「勤務時間等条例」という。）第3条から第6条までの規定による勤務時間をいう。以下同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超えて勤務することをいい、勤務時間等条例第9条に規定する休日（勤務時間等条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教育職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「休日等」という。）及び国の行事の行われる日で教育委員会（小学校又は中学校（県立の中学校を除く。）に所属する教育職員にあっては、その者が所属する市町又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条の市町の組合に置かれる教育委員会とする。）が指定する日において正規の勤務時間中に勤務することを含む。以下同じ。）を命じないものとする。

2 教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。

(1) 校外実習その他生徒の実習に関する業務

(2) 修学旅行その他学校の行事に関する業務

(3) 職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。）に関する業務

(4) 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とす

3 指導改善研修被認定者に対し時間外勤務を命ずる場合は、災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要があるときに限るものとする。

(指導改善研修被認定者の超過勤務手当の支給)

第7条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた指導改善研修被認定者には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、給料の月額並びにこれに対する地域手当、特地勤務手当、産業教育手当、定時制通信教育手当、へき地手当（へき地手当等に関する条例第5条の規定による手当を含む。）の月額並びに初任給調整手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当（手当の額が月額をもって定められているものに限る。）及び義務教育等教員特別手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるものを減じたもので除して得た額（以下この条から第7条の3までにおいて「勤務1時間当たりの給与額」という。）に、正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会に協議して教育委員会規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める指導改善研修被認定者が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会に協議して教育委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間等条例第6条の規定により、あらかじめ勤務時間等条例第4条第2項若しくは第3項又は第5条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変

る場合その他やむを得ない場合に必要な業務

第7条 削除

更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた指導改善研修被認定者には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(人事委員会に協議して教育委員会規則で定める時間を除く。)
に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会に協議して教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間等条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるものを除く。)の時間と、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間(人事委員会に協議して教育委員会規則で定める時間を除く。)
を合計した時間が1箇月について60時間を超えた指導改善研修被認定者は、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務にあっては100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあっては100分の50を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- 5 第7条の4第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に指導改善研修被認定者が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務にあっては100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する人事委員会に協議して教育委員会規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあっては100分の50から第3項に規定する人事委員会に協議して教育委員会規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。
- 6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の

適用については、同項中「第1項に規定する人事委員会に協議して教育委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(指導改善研修被認定者の休日給の支給)

第7条の2 休日等（勤務時間等条例第4条第1項又は第5条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている指導改善研修被認定者以外の指導改善研修被認定者にあっては、勤務時間等条例第9条第1号に掲げる日が勤務時間等条例第5条及び第6条の規定に基づく週休日に当たる場合には、当該週休日に当たる日については、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める日）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた指導改善研修被認定者には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会に協議して教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。これらの日に準ずるものとして人事委員会に協議して教育委員会規則で定める日において勤務した指導改善研修被認定者についても、同様とする。

(指導改善研修被認定者の夜勤手当の支給)

第7条の3 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する指導改善研修被認定者には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間あたりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

(指導改善研修被認定者の超勤代休時間の指定)

第7条の4 任命権者（県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員（学校栄養職員及び事務職員を除く。）をいう。）にあっては、市町の教育委員会）は、第7条第4項の規定により超過勤務手当を支給すべき指導改善研修被認定者に対して、人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより、当該超過勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（次項において「超勤代休時間」という。）として、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める期間内にある勤務時間等条例第10条第1項に規定する勤務日等（休日等を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により超勤代休時間を指定された指導改善研修被認定者は、当該超勤代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規

の勤務時間においても勤務することを要しない。

(1年単位の正規の勤務時間の割振りの特例)

第8条 略

2～5 略

6 服務監督教育委員会は、第1項の規定により週休日及び正規の勤務時間の割振りを定める場合には、法第7条第1項に規定する指針（以下「指針」という。）に定める措置を講ずるものとする。

附 則

1 この条例は、昭和47年1月1日から施行する。

2 次の表の左欄に掲げる期間における第3条第1項の規定の適用について
は、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句
とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(育児短時間勤務職員等についての学校職員給与条例の特例) 第18条 略	(育児短時間勤務職員等についての学校職員給与条例の特例) 第18条 略
(育児短時間勤務職員等についての義務教育諸学校等の教育職員の給与等 に関する特別措置条例の特例) 第18条の2 育児短時間勤務職員等（公立の義務教育諸学校等の教育職員の	

(1年単位の正規の勤務時間の割振りの特例)

第8条 略

2～5 略

6 服務監督教育委員会は、第1項の規定により週休日及び正規の勤務時間の割振りを定める場合には、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条第1項に規定する指針（以下「指針」という。）に定める措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、昭和47年1月1日から施行する。

給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条第1項に規定する指導改善研修被認定者に限る。）についての義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年香川県条例第25号）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第7条第1項	支給する	支給する。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている指導改善研修被認定者（同法第17条の規定による短時間勤務をしている指導改善研修被認定者を含む。）が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第7条第4項	第2項	職員の育児休業等に関する条例（平成4年香川県条例第2号）第18条の2
第7条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が指導改善研修被認定者の育児休業等に関する条例第18条の2の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする

(育児短時間勤務職員等についての職員の特殊勤務手当に関する条例の特例)

第19条 略

(育児短時間勤務職員等についての職員の特殊勤務手当に関する条例の特例)

第19条 略

(公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(休日の代休日)</p> <p>第10条 任命権者は、職員に休日である第4条第2項、第5条又は第6条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部について特に勤務することを命じた場合には、教育委員会規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（<u>義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例</u>（昭和46年香川県条例第25号）第7条の4第1項の規定により同項に規定する超勤代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）を指定することができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(休日の代休日)</p> <p>第10条 任命権者は、職員に休日である第4条第2項、第5条又は第6条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部について特に勤務することを命じた場合には、教育委員会規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（休日を除く。）を指定することができる。</p> <p>2 略</p>

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第3条、第24条の2第1項及び<u>第2項並びに</u>第24条の3第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第3条、第24条の2第1項及び<u>第24条の3第2項</u>の規定の適用については、学校職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に</p>

の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第4条の規定」と、学校職員給与条例第24条の2第1項及び第2項中「職員が」とあるのは「職員又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員が」と、学校職員給与条例第24条の3第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、学校職員給与条例第24条の6第2項中「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。

する条例（平成15年香川県条例第61号）第4条の規定」と、学校職員給与条例第24条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員が」と、学校職員給与条例第24条の3第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、学校職員給与条例第24条の6第2項中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

第2

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号。以下「給与条例」という。）第3条、第4条、第7条から第8条まで、第9条の4及び第11条の4の規定、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号。以下「学校職員給与条例」という。）第5条から第7条まで、第17条、第19条の2、第20条、第22条、第22条の2、第23条（<u>同条第1項第7号</u>に係るものに限る。）及び第24条の7の規定、産業教育手当の支給に関する条例（昭和32年香川県条例第53号）の規定並びに定時制通信教育手当の支給に関する条例（昭和35年香川県条例第31号）の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号。以下「給与条例」という。）第3条、第4条、第7条から第8条まで、第9条の4及び第11条の4の規定、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号。以下「学校職員給与条例」という。）第5条から第7条まで、第17条、第19条の2、第20条、第22条、第22条の2、第23条（<u>同条第1項第8号</u>に係るものに限る。）及び第24条の7の規定、産業教育手当の支給に関する条例（昭和32年香川県条例第53号）の規定並びに定時制通信教育手当の支給に関する条例（昭和35年香川県条例第31号）の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2・3 略</p>

第3

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第3条、第24条の2第1項及び第2項並びに第24条の3第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第4条の規定」と、学校職員給与条例第24条の2第1項及び第2項中「職員が」とあるのは「職員又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第3条、第24条の2第1項及び第2項並びに第24条の3第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第4条の規定」と、学校職員給与条例第24条の2第1項及び第2項中「職員が」とあるのは「職員又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表</p>

の適用を受ける職員が」と、学校職員給与条例第24条の3第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」と、学校職員給与条例第24条の6第2項中「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」とする。

の適用を受ける職員が」と、学校職員給与条例第24条の3第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、学校職員給与条例第24条の6第2項中「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条中第2の表の改正部分、第2条、第3条及び第4条の規定並びに第5条中第2の表の改正部分は令和8年1月1日から、第1条中第3の表の改正部分及び第5条中第3の表の改正部分は同年4月1日から施行する。
- 2 第1条中第1の表の改正部分による改正後の公立学校職員の給与に関する条例（以下この項から附則第4項までにおいて「改正後の給与条例」という。）第23条の2、第23条の3第2項、第24条、別表第1及び別表第2の規定は令和7年4月1日から、改正後の給与条例第24条の3第2項及び第3項並びに第24条の6第2項の規定並びに第5条中第1の表の改正部分による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）第5条第3項（公立学校職員の給与に関する条例第24条の3第2項及び第24条の6第2項の規定の適用に係る部分に限る。）の規定は同年12月1日から適用する。
(給与の内払)
3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条中第1の表の改正部分による改正前の公立学校職員の給与に関する条例又は第5条中第1の表の改正部分による改正前的一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。
(特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)
4 改正後の給与条例第23条の3第2項の規定は、令和4年4月2日から令和7年3月31までの間に新たに給料表の適用を受ける職員となって公立学校職員の給与に関する条例第23条の2第1項に規定する特地学校又は同条例第23条の3第1項に規定する準特地学校に勤務することとなったことに伴って住居を移転した職員（同条例第8条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年香川県条例第33号）附則第2項第2号に規定する暫定再任用職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員にも適用する。
(教育委員会規則への委任)
5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。